イ　農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

5　その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

⑴　環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

⑵　農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びＵＩＪターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

⑶　過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

⑷　農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

⑸　関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、都道府県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、都道府県及び市町村においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

⑹　企業への情報提供等

都道府県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び各地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

⑺　遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

⑻　撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを市町村と企業との間で企業の立地時に定めておくことが望ましい。

⑼　実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び都道府県に共有することが望ましい。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用することが望ましい。この場合においても、当該検討結果等について、国及び都道府県に共有することが望ましい。

都道府県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保することが望ましい。

附　則

この基本方針の変更は、平成29年８月25日から適用する。ただし、１⑶オの規定（農地中間管理機構関連事業に関する部分に限る。）は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日から適用する。

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年８月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年８月25日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一

記

制定された日本工業規格

アセットマネジメント－概要，原則及び用語	Q55000
アセットマネジメント－マネジメントシステム－要求事項	Q55001
アセットマネジメント－マネジメントシステム－ＪＩＳ　Q55001の適用のための指針	Q55002

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月25日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年７月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　坪井工業株式会社　坪井　春雅　東京都中央区銀座２－９－17　国土交通大臣許可（特－24）第2421号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。